

高齢者施設等への感染対策専門家派遣について

【担当省庁】厚生労働省

「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」（平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知）に基づく「院内感染地域支援ネットワーク事業」の補助金事業は、院内感染を対象として創設されたものであるが、同事業の適用範囲を拡大して、高齢者施設及び障害者施設の集団感染発生時にも適用できるように拡充していただきたい。

【現状・課題等】

- 令和 5 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のメニューの中に、（６）感染症対策専門家派遣等事業及び（８）DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業があり、この事業を活用して、京都府では感染制御の専門知識をもつ医師（ICD）13 名及び看護師（ICN）43 名を登録し、高齢者施設や障害者施設で集団感染が発生した場合に、早急に拡大防止対策を講じるため各施設に医師や看護師を派遣してきた。
- 今般、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に位置付けられ、令和 6 年 4 月以降の通常の医療提供体制へ移行するにあたり、感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から感染制御の専門家と行政機関等との連携体制（ネットワーク）を構築することがお願いされている（令和 6 年 3 月 5 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等による事務連絡）。この中で、平時から地域（都道府県）において、院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」（平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330009 号厚生労働省医政局長通知）に基づく「院内感染地域支援ネットワーク事業」の活用が引き続き可能であると示されているところであるが、対象が院内感染に限定されているため同事業の適用範囲の拡大を求めるもの。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 健康対策課(075-414-4734)
---------------	---------------------------

【国の事業等】

- 令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の（6）感染症対策専門家派遣等事業及び（8）DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

〔厚生労働省〕 288億円の内数

- 医療提供体制推進事業費補助金の院内感染地域支援ネットワーク事業

〔厚生労働省〕 251億円の内数

【京都府の取組】

- 感染対策地域支援ネットワーク事業 （令和6年度予算 36.3 百万円）

- ・新型コロナ包括交付金（医療分）の感染症対策専門家派遣等事業の実施を通じて病院 ICD 及び ICN と行政のネットワークを構築
- ・令和6年度以降も、京都府を事業主体として、平時から感染対策に関わる専門家ネットワークを継続し、新興感染症の出現や、地域における薬剤耐性菌の拡大に備えて、保健所と一体的に府域全体の感染対策体制を構築する。